

(案)

農企第2157号

平成19年12月5日

関係各課(事務所)長 あて

部長名

(公印省略)

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による
不当介入に対する措置について

沖縄県農林水産部が発注する公共工事から暴力団の排除を徹底するため、沖縄県農林水産部長と沖縄県警察本部刑事部長は、「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続に関する合意書」を平成19年9月26日に締結しました。

今後は、部発注工事において請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを義務付けることとし、これらを怠った場合は指名停止等の措置を講ずるものとします。

については、入札参加者に配布する特記仕様書に「暴力団員等による不当介入の排除対策」を新たに記載するとともに、「建設工事における暴力団員等による不当介入対応マニュアル」を作成し、不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応を定め、公共工事への暴力団員等による不当介入の排除を徹底します。

上記のことに十分留意して、暴力団員等からの不当要求又は工事妨害等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を努めるよう、入札参加者に対して周知願います。

添付資料

1. 沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続に関する合意書
2. 農林水産部発注工事の特記仕様書の一部追加
3. 建設工事における暴力団員等による不当介入マニュアル
4. 建設工事における暴力団員等による不当介入対応フロー
5. 沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入に関する警察署への通報内容【報告】
6. 施工中工事への指示例（工事打合せ簿）

沖縄県農林水産部発注工事における
暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する

合 意 書

平成19年 9月26日

沖縄県農林水産部
沖縄県警察本部

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による
不当介入の排除手続きに関する合意書

沖縄県農林水産部が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）からの暴力団の排除を一層徹底するため、沖縄県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）と沖縄県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、相互に緊密な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

- 1 沖縄県農林水産部は、発注工事において請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、沖縄県警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び沖縄県農林水産部に報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。
- 2 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの通報を受けたときは、その内容を、別記様式1により、速やかに農林水産部長に通知するものとする。
- 3 農林水産部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を、別記様式2により、速やかに刑事部長に通知するものとする。
- 4 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への通報等及び発注者への報告を措置したときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に基づく行政命令の発出及び当該請負者、沖縄県農林水産部職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。
- 5 刑事部長は、4の対応状況について、請負者及び農林水産部長に対し適時連絡するものとする。
- 6 刑事部長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、別記様式3により、速やかに農林水産部長に通報するものとする。

7 農林水産部長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告若しくは警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合には、別記様式4により、速やかに刑事部長に通報するものとする。

8 その他

- (1) 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、農林水産部長及び刑事部長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

平成19年 9月26日

沖縄県警察本部刑事部長 _____ 印

沖縄県農林水産部長 _____ 印

別記様式1

第 号
平成 年 月 日

沖縄県農林水産部長 あて

沖縄県警察本部刑事部長

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入に関する通報の
受理について（通知）

貴農林水産部発注工事の請負者から、発注工事において暴力団員等による不当介入
について警察への通報等があったので、「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団
員等による不当介入排除手続きに関する合意書」記2に基づき、別紙のとおり通知し
ます。

別 紙

取扱警察

沖縄県

警察署
課

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に 係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの 通報内容 (不 当介入の内容 ・被害の状 況)	
警察への通報 状況	通報先警察署名 (沖縄県 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

第 号
平成 年 月 日

沖縄県警察本部刑事部長 あて

沖縄県農林水産部長

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入に対する請負者からの報告の受理について（通知）

標記について、当農林水産部発注工事の請負者から報告があったので「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記3に基づき、別紙のとおり通知します。

（沖縄県警察本部からの通知について確認できなかった場合に以下を記載する。）
貴警察本部からの通知について確認できなかったため、貴警察本部において請負者からの通報等について状況をお知らせ下さい。

別 紙

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの報告内容(不当介入の内容・被害の状況)	(請負者からの文書の添付に代えてもよい)
発注者への報告状況	通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

第 号
平成 年 月 日

沖縄県農林水産部長 あて

沖縄県警察本部刑事部長

（
沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入について請負者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通報）

（
貴農林水産部発注工事の請負者が、発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、沖縄県警察への通報等を怠ったと認められたため「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記6に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

沖縄県

警察署
課

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの 通報、捜査上 必要な協力を 得られなかつ た事案(不当 介入の内容・ 被害の状況)	
請負者の通 報、捜査上必 要な協力につ いての対応状 況	

第 号
平成 年 月 日

沖縄県警察本部刑事部長 あて

沖縄県農林水産部長

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入について請負者が発注者への報告若しくは警察への通報を怠ったと認められる事案について(通報)

標記について、当農林水産部発注工事の請負者が、発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告若しくは警察への通報を怠ったと認められたため「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記7に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

所 属 名	
担当者職名	

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの 報告が得られ なかった事案 (不当介入の 内容・被害 の状況)	
そ の 他	

建設工事における暴力団員等による不当介入対応マニュアル

1 趣旨

本マニュアルは、沖縄県農林水産部が発注する建設工事について、暴力団員等による不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応に関する事項を定め、公共工事への暴力団員等による不当介入の排除を徹底する。

2 事務手順及び対応方法（別紙フロー）

- (1) 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は毅然と拒否し、その旨を直ちに事業担当課（事務所等）へ報告するとともに、所轄警察署に届出を行う。
- (2) 報告を受けた事業担当課長（所長等）は、直ちに請負者及び所轄警察署と連携し、必要に応じて現場に赴き事実確認をするなどして速やかに対応を図るものとする。
- (3) 事業担当課長への報告は、別に定める「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入に関する警察署への通報内容【報告】」（以下「報告書」という。）を2通作成して、うち1通を事業担当課長に、もう1通を所轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

ただし、急を要し口頭による連絡を行った場合は、後日報告書を各々に提出するものとする。
- (4) 事業担当課長は、請負者から受理した報告書の写しを農林水産部長に提出するものとする。
- (5) 請負者が排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがあるときは警察との協議を踏まえ、適切に工期延長を行うこととする。
- (6) 農林水産部長は沖縄県警察本部刑事部長と連携して、不当介入排除対応策などを検討し、指示するものとする。
- (7) 農林水産部長は、請負者が不当介入を受けているにもかかわらず、故意または合理的な理由等なく報告・届出を怠ったことが判明した場合は、請負者に対し指名停止等の措置を検討するものとする。

3 不当介入の事例

- (1) 公共工事の受注を口実にした書籍・物品等の購入、機関紙の購読等の強要。
- (2) 作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係等の現場管理上の問題に起因した言いがかり。
- (3) あいさつ料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費用、寄付金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払い要求。
- (4) 労働者雇用や特定業者の下請工事の参入の強要。
- (5) 特定資材の納入受け入れや自動販売機設置の強要。
- (6) 談合や入札を辞退させる等の強要。
- (7) その他不当、違法な要求。

4 関係機関等の緊密な連携確保

事業担当者及び発注機関は、常に農林水産部及び所轄警察署との連携を図り、建設工事等への暴力団員等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

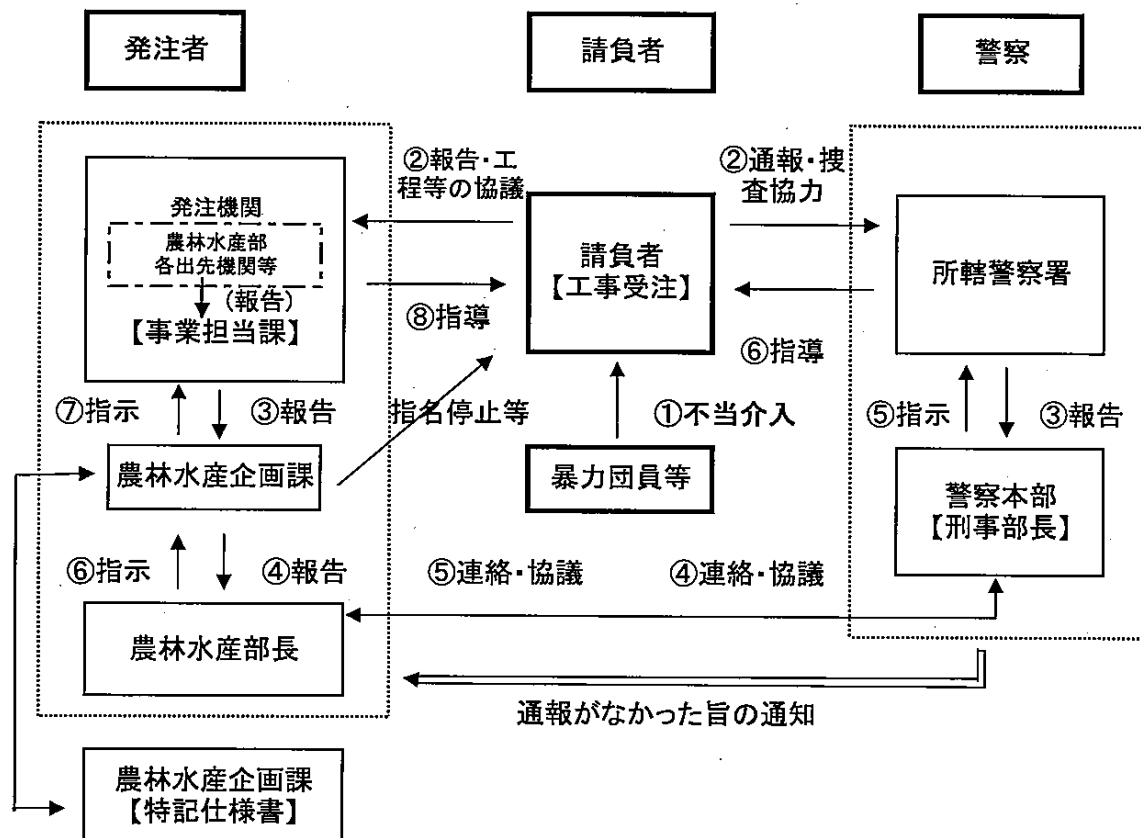
附則

このマニュアルは、平成 19 年 12 月 5 日から実施する。

建設工事における暴力団員等による不当介入の排除について

平成19年12月5日以降契約する工事から、特記仕様書により、公共工事に対して暴力団員等から不当な介入があった場合において、工事の請負者に沖縄県農林水産部及び警察への通報を義務づけるとともに、その際の事務手順や対応方法を定め、公共工事における暴力団員等による不当介入の排除を徹底します。

建設工事における暴力団員等による不当介入対応フロー



- ※ 1 「暴力団関係業者排除に関する合意書」(平成19年9月26日沖縄県警察本部と締結)
- 2 暴力団員等からの不当介入の報告義務に違反したときは指名停止等の措置を行う。
- 3 2の措置の適用時期は平成19年12月5日以降契約する工事から適用する。
ただし、施工中の工事については、発注者から請負者に対し説明を行ったうえで、発注者からの指示事項として処理するものとする。

沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による
 不当介入に関する警察署への通報内容【 報 告 】

請 負 者	所在地：△△市◇◇ ○丁目 ○-○ 電 話：() -
	名 称：(株)○○○建設
	代表者等：○○○○○ 連絡先：() -
不当介入に 係る行為者	住 所：□□市○○ △-○-□
	氏 名：○○○○○
発生日時 場 所 工事件名 〔発注機関〕	平成○年○月○日（午前・午後）○時○分頃
	○○市○○○地内
	○○地区畑地かんがい施設工事 〔 ○○農林土木事務所（○○○○班） 〕
警察への 通報内容 〔 不当介入の 内 容 被害の状況 〕	
警察への 通報状況	通報先警察署名：沖縄県警察○○○警察署○○○○課 通報日時：平成○年○月○日（午前・午後）○時○分頃

農林水産部発注工事の特記仕様書の一部追加

概要：「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」が平成19年9月26日に締結されたことから、特記仕様書に以下の内容を追加する。

追加内容

○ 暴力団員等による不当介入の排除対策

請負者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年9月26日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。